(3)　第二試験は、次に定めるところにより行うこと。

(i)　加熱炉に二枚の試験材を次の図のように設置すること。

(ii)　試験材の間隔は四センチメートル以内とすること。

(iii)　加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定すること。

(iv)　試験材の一辺の長さは、三十センチメートル以上とすること。

(v)　加熱は、(2)(iv)の規定の例により行うこと。

